

✚ 貨物概要

片面がメリヤス編み製（平編み）、もう一方の面が織物製（平織り）の綿 100%の男子用ジャンパーで、両面にポケット及び背中部分のロゴマークプリントを有しており、いずれの面を外側にしても着用できるように仕立てられたもの（毛皮付きのものではない。）。

✚ 分類

関税率表第 6201.30 号－2（統計番号 6201.30-200）の綿製のその他の男子用織物製ジャンパー

✚ 分類理由

男子用ジャンパーは、メリヤス編み製のもの第 61.01 項に、織物製のもの第 62.01 項に分類されます。本品については、その形状が両面共にポケットを有していること、背中にロゴマークがプリントされていることから、実用性、装飾性のいずれの観点からみても、どちらの面が本品に重要な特性を与えているかを決定することはできません。したがって、関税率表の解釈に関する通則 3(c)の規定を適用し、数字上の配列において最後となる第 62.01 項に分類され、その材質等から上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）